

1 本校の教育目標

「教育基本法並びに学校教育法に則り、人格の完成を目指し、社会に対する健全な批判力を養い、自主自立の精神に充ちた心身ともに健康な国家及び社会の有為な形成者を育成する。」

2 活動方針

心身ともに健全で多様な感性を有する生徒を育成するために、自主的・自発的に参加する部活動は本校教育活動にあっては欠かせないものである。また、生徒が主体的に学校生活における学習・委員会活動及び部活動のバランスをデザインする姿勢を育成することは、将来にわたり自主的・自立的な精神に充ちた態度で社会をリードしうる資質を涵養するうえで必要と考える。

この目的を果たすために、教職員は生徒の主体性を尊重する一方で、部活動が生徒一人ひとりの学校生活の中において、著しい偏りを生まないように指導する。

3 具体的な内容

(1) 活動方針の策定

生徒の自主的な運営を期待するが、年度初めや新人チームの活動開始にあたっては、活動目標・活動方針を生徒と教員で決定したうえで、活動計画及び活動内容を作成する。

(2) 休養日の設定

年間105日以上^①の休養日を設定する。

- ① 考査期間中は、休養日とする。(考査前1週間を含む)
- ② 通常授業日(平日)は、1日以上^②の休養日を設定する。
- ③ 長期休業中は、合計14日程度の休養日を設定する。
- ④ その他
 - ・生徒の体調(疲労)等に配慮し、休日に随時休養日を設定するよう心掛ける。
 - ・大会会期のハイシーズンとオフシーズンの活動バランスを考慮し、休養日の設定を工夫する。
 - ・土曜授業や模試等による休養日。
 - ・考査にかかる期間内に大会会期が重複している場合、届出を出した上で活動を許可することがある。

(3) 練習時間について

- ① 通常授業日(平日)は、準備・片付けを除く2時間程度とする。
- ② 休日は、準備・片付けを除く3時間程度とする。
 - ※1 休日等における練習試合については上記の限りではないが、大幅に時間を超える場合は、別途休養日を設定するなどの調整を行う。練習試合の設定については、年間計画を立てる場合に、ある程度の期待される活動効果を踏まえて適切に設定するよう配慮する。
 - ※2 競技の特性や体育館等活動場所の割り当てにより十分な練習効果が望めない場合は、柔軟に対応する。
 - ※3 校内で行う自主的な練習・活動は、本校の教育目標の観点から尊重する。その際、顧問は活動を把握しておく。

(4) 年間の活動計画の作成

上記(1)～(3)を踏まえて、各部において生徒とともに十分検討したうえで、年間活動計画を作成する。

(5) 教員(顧問)について

- ① 顧問が交替で指導するなど、協力して休養をとれるよう工夫する。
- ② 効率的・効果的な指導ができるよう、研修の機会等を得て指導力の向上に努める。
- ③ 外部指導者等を積極的に活用する。